

10月から国保の給付内容が一部変わりました



出産育児一時金が引き上げられました

被保険者が、平成18年10月1日以降出産したとき受けられる出産育児一時金が、30万円から35万円に引き上げられました。

また、被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行った人に対して葬祭費3万円が支給されますが、これは変更ありません。

人工透析が必要な 上位所得者の自己負担額が 引き上げられました

慢性腎不全で人工透析を要する方の、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、上位所得者（※1）については、自己負担額が2万円に引き上げられました。

70歳未満の方の医療費の 自己負担限度額が 引き上げられました

医療機関に支払う自己負担の1か月の限度額が変わりました。（70歳以上の方は、広報ひの10月号に掲載）

70歳未満の方

上位所得者 ※1	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% ※2 [77,700円]
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% [40,200円]
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 [24,600円]

9月まで

上位所得者 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% ※2 [83,400円]
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 [24,600円]

10月から

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯（9月までは670万円）
※2 []内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の限度額

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 67784

◆年金受給者の皆さんへ

現況届による生存確認の方法が変わります

社会保険庁では、年金受給者の年金受給手続きの簡素化を進めるため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して受給者の方の生存確認を行うことになりました。

これにより、これまで年金受給者の方から毎年1回、誕生月に提出いただいていた「年金受給権者現況届」の提出が不要になります。対象となるのは、12月生まれの方からです。

ただし、次の方は引き続き「年金受給権者現況届」の提出が必要です。ご注意ください。

- ・外国人（外国人登録）の方
- ・外国に居住している方
- ・社会保険庁で保有している本人基本情報と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードの収録ができない方

なお、加給年金を受給されている方には「生計維持確認書」の提出が、障害基礎年金を受給されている方には「診断書」の提出が必要です。

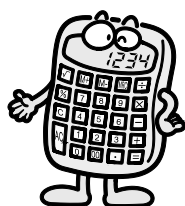
◆国民年金保険料を納めた方へ

納めた保険料はすべて社会保険料控除の対象になります

国民年金保険料は、所得税や市町村民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象になります。控除の対象となるのは今年1月から12月までに納められた保険料の合計です。

過去に納め忘れていた期間や免除を受けていた期間の保険料を納めた場合、また家族の保険料を納めた場合も控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には、

社会保険庁から11月上旬に送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。10月3日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月に同様の証明書が送付されます。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 67784